解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

大阪府高槻市寿町二丁目二〇―一八

医療法人寿生会

代表清算人　原　可奈子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

奈良県大和郡山市新町七六七番地

社団法人奈良県造園建設業協会

代表清算人　吉本　博次

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年八月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

広島県山県郡安芸太田町大字那須一一〇二

財団法人那須振興会

代表清算人　岡田　秋人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月二十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

広島県庄原市西城町小鳥原一〇〇六番地の一

財団法人小鳥原振興会

代表清算人　竹島　靖明

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年六月四日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

福岡県京都郡みやこ町犀川本庄六四六番地

清算法人犀川東部土地改良区

代表清算人　黒瀬　信敏

配当公告

石川県野々市市徳用町三五三番地一

破産者　株式会社庄田印刷

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十四年（フ）第一〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二五四、七六二、四九七円

一、配当することのできる金額

金三五、七六一、一七〇円

平成二十五年八月十九日

石川県金沢市兼六元町三番四九号

破産管財人　智口　成市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水三条一丁目八番地、最後の住所札幌市南区南三六条西一〇丁目一番二五―四〇三号

被相続人　亡　北山喜和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

事務所札幌市中央区大通西九丁目三番三三

キタコーセンタービルディング八階　太田・遠藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　雅文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市常盤木町一七五番地二、最後の住所本籍秋田県大館市道目木字陣場岱三八番地道目木更生園

被相続人　亡　佐藤　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

秋田県大館市字部垂町三九番地三

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡美浦村大字木原五三〇番地二、最後の住所茨城県稲敷郡美浦村大字木原五三〇番地

被相続人　亡　櫻井　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

事務所茨城県水戸市五軒町一丁目三番一二号

相続財産管理人　弁護士　長野　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡中之条町大字五反田七五七番地の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森田冨美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

群馬県高崎市八千代町一丁目一九番五号

田中善信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　萩本　強志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市人形二丁目一番、最後の住所埼玉県鴻巣市人形二丁目一番四〇号

被相続人　亡　大越　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

さいたま市浦和区高砂二丁目九番五号さくら草ビル五〇二

相続財産管理人　弁護士　堀之内幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区北寺尾六丁目二四番、最後の住所横浜市鶴見区北寺尾六丁目一一番一七号

被相続人　亡　中井　紀昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

横浜市中区本町二丁目一〇番横浜大栄ビル六階

相続財産管理人　弁護士　松木　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市宝永四丁目一三〇七番地、最後の住所福井市宝永四丁目一〇番九号

被相続人　亡　小倉　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

福井市宝永三丁目二七番二二号

相続財産管理人　弁護士　杉原　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂八丁目四五番地、最後の住所山梨県南都留郡山中湖村山中二六二番地の一

被相続人　亡　鳥取　譲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田邊　護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県塩尻市大字片丘六九〇三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　横山　惽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

事務所長野県松本市沢村三丁目四番四七号コンフォール沢村ビル二〇二

相続財産管理人　司法書士　矢島　裕二